

地方独立行政法人那覇市立病院非常勤職員給与規程

平成 20 年 4 月 1 日

規 程 第 24 号

- 改正 平成 20 年 5 月 1 日施行
- 改正 平成 20 年 9 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 2 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 5 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 5 月 13 日施行
- 改正 平成 22 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 22 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 22 年 4 月 28 日施行
- 改正 平成 22 年 5 月 26 日施行
- 改正 平成 22 年 7 月 1 日施行
- 改正 平成 22 年 11 月 1 日施行
- 改正 平成 23 年 2 月 1 日施行
- 改正 平成 23 年 3 月 1 日施行
- 改正 平成 23 年 6 月 1 日施行
- 改正 平成 23 年 7 月 1 日施行
- 改正 平成 24 年 10 月 1 日施行
- 改正 平成 25 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 26 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 26 年 11 月 1 日施行
- 改正 平成 27 年 6 月 1 日施行
- 改正 平成 27 年 11 月 1 日施行
- 改正 平成 28 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 28 年 9 月 1 日施行
- 改正 平成 28 年 10 月 1 日施行
- 改正 平成 29 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 29 年 10 月 1 日施行
- 改正 平成 29 年 10 月 31 日施行
- 改正 平成 30 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 30 年 10 月 1 日施行
- 改正 平成 30 年 10 月 31 日施行
- 改正 令和元年 8 月 1 日施行
- 改正 令和元年 10 月 1 日施行
- 改正 令和 2 年 1 月 1 日施行

改正 令和2年4月30日施行
改正 令和2年9月30日施行
改正 令和2年10月1日施行
改正 令和3年7月28日施行
改正 令和3年10月27日施行
改正 令和4年3月2日施行
改正 令和4年10月1日施行
改正 令和5年2月1日施行
改正 令和5年5月7日施行
改正 令和5年9月1日施行
改正 令和5年10月1日施行
改正 令和5年10月25日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人那覇市立病院非常勤職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）に基づき、非常勤職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 非常勤職員の給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、祝日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び処遇改善手当とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 勤務1時間当たりの給与額は、日額についてはその額を1日の勤務時間で除して得た額に、時給についてはその額に、各々、次項に定める額を加えた額とする。

2 当該月に支給されるべき第8条の特殊勤務手当（ただし、夜間業務手当、夜間看護手当、夜間看護補助員手当、救急勤務医手当、緊急対応医手当、診療応援手当、オンコール業務手当（待機したときに支給されるもの）を除く。）及び処遇改善手当の合計額を1ヶ月の所定労働時間数で除して得た額

(給与の減額)

第4条 非常勤職員が勤務しないときは、休暇による場合その他勤務しないことについて承認を得た場合（理事長が減額する旨を定めた場合を除く。）を除き、その

勤務しない時間数につき、次項で定める勤務1時間当たりの給与額を乗じた額を減額する。

- 2 勤務1時間当たりの給与額は、日額についてはその額を1日の勤務時間で除して得た額とし、時給についてはその額とする。

(給与に関する準用)

第5条 この規程に定めのない非常勤職員の給与に関する事項については、地方独立行政法人那覇市立病院職員給与規程(以下「常勤職員給与規程」という。)の適用を受ける職員の例による。

(給料)

第6条 フルタイム職員（非常勤就業規則第2条第1号に規定する非常勤職員をいう。）の給料は、日額とし、別表第1に定める金額とする。ただし、祝日に勤務を割り振られた場合には、祝日勤務手当のみを支給する。

- 2 パートタイム職員（非常勤就業規則第2条第2号に規定する非常勤職員をいう。）の給料は、時給とし、別表第2に定める金額とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、交通機関等による通勤を常例とする非常勤職員に支給する。この場合においては、常勤職員給与規程第18条の規定を準用する。

(特殊勤務手当)

第8条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する非常勤職員に対し、常勤職員給与規程の例により支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 夜間業務手当（労働基準法第37条に規定された深夜の割増賃金の上乗せ分）
- (2) 夜間看護手当（労働基準法第37条に規定された深夜の割増賃金の上乗せ分）
- (3) オンコール業務手当
- (4) 急病センター業務手当
- (5) 手術室業務手当
- (6) 集中治療室業務手当
- (7) 解剖補助手当
- (8) 災害応急作業手当
- (9) 感染症看護等手当
- (10) 分娩手当

- (11) 新生児医療担当医手当
- (12) 救急勤務医手当
- (13) 夜間看護補助員手当（労働基準法第37条に規定された深夜の割増賃金の上乗せ分）
- (14) 診療応援手当
- (15) 新型コロナウイルス感染症従事手当
- (16) 新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務従事手当
- (17) 緊急対応医手当

3 初期臨床研修医には、特殊勤務手当は支給しない。

（時間外勤務手当）

第9条 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間を超えて行った次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により祝日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125(所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が8時間(ただし、フルタイム職員については、非常勤就業規則第15条第1項に定める1日当たりの所定労働時間)又は週の勤務時間の合計が同条同項に定める1週間あたりの所定労働時間に達するまでの間の勤務にあっては、100分の100)
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- (3) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(地方独立行政法人那覇市立病院非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第3条から第5条の規定に基づく休日における勤務のうち法定休日として指定された日を除く。)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各号の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（祝日勤務手当）

第10条 年末年始及び国民の祝日に勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135(12月

29日から翌年の1月3日までにおいて勤務を命ぜられたときは、100分の150)を乗じて得た額を祝日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第11条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第12条 削除

(期末手当)

第13条 期末手当は、5月31日及び11月30日(以下これらの日を「基準日」という。)に、それぞれ1月以上在職するフルタイム職員に支給する。

2 期末手当の額は、当該フルタイム職員の日額に22日乗じた金額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 4月以上6月未満 100分の80
- (3) 2月以上4月未満 100分の50
- (4) 2月未満 100分の20

3 前2項の規定については、当分の間、医師又は歯科医師であるフルタイム職員については、第1項中「1月以上在職」とあるのは「在職」と、前項中「当該フルタイム職員の日額に22日乗じた金額」とあるのは「期末手当基礎額に、地方独立行政法人那覇市立病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程中、6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当各々の支給率の合計を乗じて得た額」とする。

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在の日額を定める際に基礎とした給料の月額に、その者の医師免許を取得した時以後の経験年数の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 経験年数2年未満 100分の20
- (2) 経験年数2年以上3年未満 100分の40
- (3) 経験年数3年以上4年未満 100分の60
- (4) 経験年数4年以上5年未満 100分の80
- (5) 経験年数5年以上 100分の100

5 フルタイム職員が退職した場合において、その者が退職した日から理事長が定める期間以内に再びフルタイム職員となったときは、その期間は在職していたものとみなし、前4項の規定を適用する。

6 初期臨床研修医には、期末手当は支給しない。

(処遇改善手当)

第14条 処遇改善手当は理事長が定める職員へ支給する。

2 処遇改善手当の月額、次の各号に掲げる額とする。

(1) フルタイム職員及び1週間あたりの所定労働時間数が20時間以上のパートタイム職員 8,000円

(2) 1週間あたりの所定労働時間数が15時間以上20時間未満のパートタイム職員 4,000円

3 前2項の規定にかかわらず、理事長が定める職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、処遇改善手当は支給することができない。

(補助事業等にかかる特例)

第15条 国、県又は市の補助事業又は受託事業にかかる非常勤職員の給与については、この規程にかかわらず理事長が別段の定めをすることができる。

(初期臨床研修医の住宅手当の特例)

第16条 初期臨床研修医については、第2条の規定に関わらず、当分の間、住宅手当を支給するものとする。住宅手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額2万円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている初期臨床研修医(次項で定める初期臨床研修医を除く。)に月額2万円支給する。

2 前項の適用除外される初期臨床研修医は、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び理事長がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している初期臨床研修医とする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第25号)第1条に規定する臨時職員であった者で、施行日に引き続きフルタイム職員となった者の第13条の適用については、その者の那覇市立病院の臨時職員としての引き続いた在職期間をフルタイム職員としての在職期間とみなす。

3 施行日の前日において那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程(平

成15年那覇市病院管理規程第26号。以下「非常勤規程」という。)第1条に規定する非常勤職員であった者で引き続きパートタイム職員となった者及び那覇市立病院企業職員就業規程(平成15年那覇市病院管理規程第15号)の適用を受けていた職員で平成20年3月31日に退職し、平成20年5月1日までにパートタイム職員として採用された者(以下「継続非常勤職員等」という。)の平成20年度4月分の給与については、非常勤規程の報酬額を適用するものとする。

- 4 継続非常勤職員等に対する平成20年度(4月を除く)及び平成21年度の時給額については、第6条の規定にかかわらず付則別表のとおりとする。

付則別表

区分		時給額	
		平成20年度	平成21年度
看護師	甲	1,410円	1,370円
	乙	1,540円	1,460円
准看護師	甲	1,170円	1,130円
	乙	1,300円	1,220円
放射線技師		1,480円	1,390円
臨床検査技師		1,480円	1,390円
視能訓練士	甲	1,480円	1,390円
薬剤師		1,530円	1,490円

付 則

- この規程は、平成20年5月1日から施行する。
- 別表第2の改正後の規定は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年2月1日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年5月1日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成21年5月13日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月28日から施行し、改正後の第8条の規定は平成22年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成22年5月26日から施行し、改正後の別表第1の規定は平成22年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

付 則

この規程は平成23年2月1日より施行し、ただし、第8条の改正規定は平成23年1月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成23年3月1日から施行し、改正後の規定は平成23年1月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成23年6月1日から施行し、改正後の規程は平成23年5月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年11月1日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成27年11月1日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年9月1日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年10月1日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年10月31日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年10月31日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、令和2年9月30日から施行し、令和2年3月24日から適用する。
- 2 令和2年3月24日から令和5年5月7日までの間、第8条第2項第9号については、地方独立行政法人那覇市立病院職員特殊勤務手当規程第16条第2項中「業務に従事した日1日につき290円とする。」とあるのは「業務に従事した日1日につき1,000円とする。」とする。
- 3 令和2年3月24日から令和5年5月7日までの間、第8条第2項第15号については、第8条第3項の規定に関わらず、従事した初期臨床研修医に支給する

付 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和3年7月28日から施行し、令和3年7月1日から適用する。
- 2 令和3年7月1日から当分の間、第8条第2項第16号については、第8条第3項の規定に関わらず、従事した初期臨床研修医に支給する

付 則

この規程は、令和3年10月27日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、令和4年3月2日から施行し、第8条第2項第17号で規定する手当については、令和4年2月1日から令和4年9月30日までの間において適用する。

付 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 第14条で規定する処遇改善手当については、本院が看護職員処遇改善評価料の施設基準の届出をしている間、支給する。

付 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年10月25日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

フルタイム職員

区分		日額
医師・歯科医師(初期臨床 研修医を除く。)	1年以上2年未満	16,100円
	2年以上3年未満	19,500円
	3年以上4年未満	23,100円
	4年以上5年未満	26,600円
	5年以上6年未満	30,000円
	6年以上7年未満	30,700円
	7年以上8年未満	32,700円
	8年以上9年未満	34,500円
	9年以上10年未満	35,000円
	10年以上	経験年数に応じて理事長が定める額
初期臨床研修医		15,000円
看護師	甲	9,930円
	乙	10,360円
	丙	10,620円
	丁	10,890円
准看護師	甲	8,180円
	乙	8,430円
	丙	8,700円
	丁	8,990円
歯科衛生士	甲	8,200円
	乙	8,600円
	丙	9,000円
	丁	9,200円
栄養士	甲	8,680円
	乙	9,390円
	丙	9,680円
	丁	9,960円
放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 視能訓練士	甲	8,940円
	乙	9,670円

作業療法士 理学療法士 言語聴覚士	丙	9,970円
	丁	10,260円
薬剤師	3年未満	12,540円
	3年以上	13,560円
医療ソーシャルワーカー	甲	8,200円
	乙	8,600円
	丙	8,900円
	丁	9,200円
事務助手	甲	7,500円
	乙	7,700円
	丙	7,900円
	丁	8,200円
看護補助員	甲	8,000円
	乙	8,100円
	丙	8,300円
	丁	8,500円
一般事務職 司書 医師事務作業補助員	甲	8,050円
	乙	8,150円
	丙	8,400円
	丁	8,750円
医師事務作業補助員 (医師事務作業補助技能 資格保持者)	甲	8,200円
	乙	8,600円
	丙	8,900円
	丁	9,200円
診療情報管理士	甲	8,200円
	乙	8,600円
	丙	8,900円
	丁	9,200円
入院算定事務職	3年未満	8,300円
	3年以上	9,500円
保育士職	甲	8,200円
	乙	8,600円
	丙	8,900円
	丁	9,200円

安全管理相談員	12,000円
その他の職員	理事長が定める額

備考

- 区分欄の甲は経験年数1年未満の者、乙は経験年数1年以上3年未満の者、丙は経験年数3年以上5年未満の者、丁は経験年数5年以上の者とする。
- この表を適用する場合における職員のうち、医師・歯科医師、看護師、准看護師、歯科衛生士、栄養士、放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、薬剤師、医療ソーシャルワーカー及び保育士の経験年数は、それぞれその資格を取得した時以後のものとし、その他の区分については、平成25年4月1日以降の本院における当該区分に従事した業務経験年数（6月以上、本院との雇用契約の締結のない空白期間がある場合は、新たに雇用契約を締結した日からの業務経験年数）とする。
ただし、医師事務作業補助員（医師事務作業補助技能保持者）については、医師事務作業補助員として勤務した経験年数とし、入院算定事務職については、理事長が認める経験年数とする。
- 給料の日額の決定は、採用日または継続された年度の4月1日時点の備考2で定めた経験年数をもって決定する。

別表第2（第6条関係）

パートタイム職員

区分		時給額	
医師・ 歯科医 師	経 験 年 数	1年以上2年未満	2,659円
		2年以上3年未満	3,226円
		3年以上4年未満	3,801円
		4年以上5年未満	4,375円
		5年以上6年未満	4,941円
		6年以上7年未満	5,069円
		7年以上8年未満	5,426円
		8年以上9年未満	5,749円
		9年以上10年未満	5,852円
		10年以上	経験年数に応じて理事長が定める額
看護師	甲	1,330円	
	乙	1,370円	
准看護師	甲	1,090円	
	乙	1,130円	

放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士		1,290円
視能訓練士	甲	1,290円
	乙	1,480円
薬剤師		1,640円
ソーシャルワーカー	甲	1,100円
	乙	1,250円
手話通訳士		1,350円
手話通訳者		1,000円
歯科衛生士		1,200円
事務助手	甲	1,020円
	乙	1,030円
	丙	1,050円
	丁	1,090円
看護補助員	甲	1,040円
	乙	1,060円
	丙	1,080円
	丁	1,150円
一般事務職 医師事務作業補助員	甲	1,050円
	乙	1,060円
	丙	1,100円
	丁	1,150円
安全管理相談員		1,700円
軽作業員		896円
医師事務作業補助員 (医師事務作業補助技能 資格保持者)	甲	1,060円
	乙	1,100円
	丙	1,150円
	丁	1,200円
保育士		1,150円
その他の職員		理事長が定める額

備考

1 ソーシャルワーカーの甲は経験年数3年未満の者、乙は経験年数3年以上の者とする。

- 2 看護師及び准看護師の甲は経験年数5年未満の者、乙は経験年数5年以上の者とする。
- 3 視能訓練士の甲は経験年数5年未満の者、乙は経験年数5年以上の者とする。
- 4 看護補助員及び一般事務職の甲は経験年数1年未満の者、乙は経験年数1年以上3年未満の者、丙は経験年数3年以上5年未満の者、丁は経験年数5年以上の者とする。
- 5 この表を適用する場合における職員のうち、医師・歯科医師、看護師、准看護師、放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士、薬剤師、医療ソーシャルワーカー及び保育士の経験年数は、それぞれその資格を取得した時以後のものとし、その他の区分については、平成25年4月1日以降の本院における当該区分に従事した業務経験年数（6月以上、本院との雇用契約の締結のない空白期間がある場合は、新たに雇用契約を締結した日からの業務経験年数）とする。
ただし、医師事務作業補助員（医師事務作業補助技能保持者）については医師事務作業補助員として勤務した経験年数とする。
- 6 給料の時給額の決定は、採用日又は継続された年度の4月1日時点の備考5で定めた経験年数をもって決定する。